

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2の規定に従い、法の趣旨並びに弊社の業務内容を踏まえ、有価証券等取引に関するお客様の注文について、最良の取引の条件で執行するための方針及び方法（以下「最良執行方針等」といいます。）を定めるものです。

弊社では、この最良執行方針等に従い、有価証券等取引に関する注文を執行することに努めます。

記

1. 最良の取引の条件で執行するための方法

弊社においては、お客様から頂いた注文内容を把握し、当該取引に対応できる別のお客様を探す取引の媒介又は代理等を行います。弊社が自ら当該取引の相手方となる売買並びに金融商品取引所に取次ぎをするといった業務は、原則として行いません。

- 1) お客様から注文を頂きましたら、当該取引に対応できる別のお客様を速やかに探します。
- 2) 価格、数量等が折り合わない場合は、お客様の取引要望の調整のため努力いたします。

2. 当該方法を選択する理由

弊社のお客様は、金融商品を保有している機関投資家であり、こうしたお客様の取引の媒介又は代理等のために機動的に対応することが、お客様にとっても最も合理的であると判断されるからです。

3. その他

弊社が利用するシステムに障害等が発生した場合等、やむを得ない場合には、上記の最良執行方針等に基づく方法とは異なる方法により弊社業務を行う場合があります。